

みなかみ町防災情報配信システム整備工事

特記仕様書

令和2年度

みなかみ町

目 次

第1章 総則	1
第1条 適用	1
第2条 目的	1
第3条 工事名	1
第4条 契約の範囲	1
第5条 準拠規定	1
第6条 知的財産権	2
第7条 軽微な変更	2
第8条 諸手続き	2
第9条 検査	2
第10条 保障	2
第11条 特許	2
第12条 提出書類	2
第13条 仕様書の疑義	3
第14条 工程会議	3
第15条 契約の変更	3
第16条 所有権	3
第17条 工事の引渡	3
第18条 技術指導	3
第19条 利用料等	3
第20条 工事の引渡	3
第21条 契約工期	4
第22条 その他	4
第2章 工事概要	5
第1条 庁舎内設備	5
第2条 屋外設備	5
第3条 機器設置	5
第4条 工事材料	5
第5条 配線工事	5
第6条 鋼管柱工事	5
第7条 接地工事	5
第8条 工事場所	6
第9条 主な機器、材料	6
第10条 主な材料の仕様	7
第11条 その他	7

第3章 安全管理	8
第1条 基本事項	8
第2条 安全体制	8
第3条 安全教育	8
第4条 安全管理	8
第5条 緊急の措置	8

別紙1 システム構成図

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、みなかみ町（以下「発注者」という。）が発注する防災情報伝達システム整備工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2条 目的

本町では、現在整備されている同報系防災行政無線の老朽化及びスプリアス規格の改定に伴い、同報系防災行政無線に替わる情報配信システムとして@ I n f o C a n a l、災害対応システムとしてTRANSMODを整備することとした。

災害時等の緊急時に地域住民に情報を正確、円滑、迅速に伝達する役割を担い、地域住民の生命を守り、財産等の保全に資することに加え、平常時の行政情報の効率化及び確実な提供を行うことを目的とする。

第3条 工事名

本仕様書に基づく業務の名称は「みなかみ町防災情報配信システム整備工事」（以下「本工事」という。）とする。

第4条 契約の範囲

本町が委任した請負者は、本仕様書に基づき本工事の設計、製作、施工、据付、調整、設定並びに運用開始時の技術指導等全般にわたり、着工から完成後保障期間の最終日まですべての事項とする。

また、本工事の完成に必要となる関係官庁及び関係機関との諸手続き等から検収に至る全ての業務に適用する。また、本工事に伴って生じた全ての廃棄物について、受注者の責任において適正に処理すること。なお、これらの諸手続きに伴う費用は請負者の負担とする。

第5条 準拠規定

本工事の設計施工については、下記諸規格及び諸基準に準拠して行うものとする。なお、これらの適用を受けないものでも他に標準規格があるものは、これに準ずるものとする。

1. 日本工業規格（J I S）
2. 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
3. 日本技術標準規格（J E S）
4. 電機設備技術基準
5. 電波法及び同法関係規則等
6. 電波法関係審査基準
7. 電気通信事業法及び同法関係規則等
8. 有線電気通信法及び同法関係規則等
9. 群馬県建設工事関係規則等
10. みなかみ町条例等
11. その他関係法令及び規格

第6条 知的財産権

請負者は、本工事において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利および技術上の知識を侵害することがないように必要な措置を講ずるものとする。

第7条 軽微な変更

本工事の施工に際して現場の収まり、機器取付位置、方法等について軽微な変更が生じた場合は、発注者の指示に従うものとする。なお、この変更に対する請負代金の増減は行わないものとする。

第8条 諸手続き

本工事に関して必要な諸官公庁への書類作成及び諸手続きについては、発注者と必要事項を打合せの上、受注者が行うこと。この諸手続きの費用については請負者の負担とする。

第9条 検査

全ての機器の据付、設定、調整が完了し、社内検査を実施した後、発注者が行う検査合格をもって竣工とする。

中間検査については、発注者が必要と認めた場合に実施する。

なお、検査に使用する計器、測定器類は受注者において準備するものとする。

第10条 保障

請負者は、工事の不完全、機器の欠陥に起因する故障、事故等に関しては引渡しの翌日から起算して1年間の補償の責に任じ、無償で遅滞なく修理又は復旧しなければならない。

第11条 特許

この仕様に定める機器の製作等に関し、特許権、その他第三者の所有する権利の対象となるものを使用する場合は、すべて請負者の責任において処理するものとする。

第12条 提出書類

請負者は契約締結後、下記の書類を発注者の指定する期間内に発注者に提出しなければならない。なお、下記以外にも発注者が必要とし受注者に要請した場合は、その都度提出するものとする。また、提出部数については発注者の指示とする。

1. 工事工程表
2. 着工届
3. 現場代理人等、経歴書
4. 監理技術者届、経歴書
5. 施工計画書
6. 使用資材承認願
7. 完成図書及び取扱説明書
8. 写真（工事及び完成状況）

9. 試験成績書
10. 施工図、竣工図
11. 完成届
12. 工事目的物引渡書
13. その他発注者が必要と認める書類

第13条 仕様書の疑義

本仕様書は本工事に関する大要を示したもので、疑義を生じた場合直ちに発注者に連絡の上、指示をうけるものとする。

なお、仕様書に示されない事項であってもこれが当然と認められる事項については、請負者の責任において施工すること。

第14条 工程会議

工事期間中は1ヶ月に1回程度工程会議を行うものとする。請負者は会議内容を書面にて記録し、発注者に提出すること。

第15条 契約の変更

本工事の実施にあたっては、請負者は契約金額の範囲内で完成するものとし、契約の変更は認めない。ただし、発注者の都合により変更を必要とする場合はその時点で受注者と協議の上、書面で定める。

第16条 所有権

本施設の所有権は、工事検査完了後支払完了日をもって発注者に移転するものとする。

第17条 工事の引渡

請負者が完成届を発注者に提出し受理された後、発注者の行う完成検査に合格した日とする。

第18条 技術指導

請負者は本施設の運用上必要な説明書を提出し、発注者に対して技術指導及びトレーニングを行うこと。

第19条 利用料等

本工事に対する電気、NTT 利用料金及び各システム利用料金等については、発注者の行う検査に合格後、引渡しまでの間は請負者の負担とする。

第20条 工事の引渡

請負者が完成届を発注者に提出し受理された後、発注者の行う完成検査に合格した日とする。

第21条 契約工期

本工事の契約工期は下記とする。

契約の日から令和4年3月18日まで

第22条 その他

1. 本工事期間中は既設同報系防災行政無線とサイマル運用とする。運用方法、音達範囲の重複箇所等については、監督員指示とする。
2. 既設同報系防災行政無線の運用に支障を与えないこと。
3. 庁舎内設備及び屋外拡声子局設備の設置場所については監督員指示とする。
4. 屋外拡声子局の設置に伴い、施工前に鋼管柱の強度検討を行うこと。

第2章 工事概要

第1条 庁舎内設備

1. 施工に際し、配管・配線・整備の範囲及び方法については、あらかじめ施工図等により監督員の承諾を得て行うこと。

第2条 屋外設備

1. 施工に際し、配管・配線・整備の範囲及び方法については、あらかじめ施工図等により監督員の承諾を得て行うこと。
2. スピーカー取付等の高所作業は、適切な危険防止策を講じ、安全管理の上実施すること。

第3条 機器設置

1. 設置する機器は、輸送中の損傷がないことを設置前に確認すること。
2. 設置工事の施工は、専門技術者により確実にを行うこと。
3. 各機器は承諾を得た配置図に基づき、操作・点検・保守等を考慮し、強固にかつ体裁良く据え付けること。
4. 機器類は施工図に示す高さに応じ、適切な金具を用い、強固に取付けること。

第4条 工事材料

1. 取付金具は防食・強度を考慮した堅牢なものとし、鉄鋼製品は溶融亜鉛メッキしたものであること。また JIS 規格品又はこれに準じること。
2. 通信ケーブル・電源ケーブル・接地極・接地材料は、JIS 規格品又はこれに準じるものであること。
3. ケーブル保護パイプは、JIS 規格品又はこれに準じるものとする。

第5条 配線工事

1. ケーブル配線時には、外被に損傷を与えないように十分取扱いに注意し、第1章第5条準抛規程により確実にを行うこと。
2. 電力線引込及び配線時には、第1章第5条準抛規程により確実にを行うこと。
3. 端末処理は適切な処理材を用い、防水・絶縁抵抗の低下などに注意し、確実にを行うこと。

第6条 鋼管柱工事

1. 強度計算を行い、事前に提出すること。
2. 建柱の位置は、監督職員の指示により決定とする。
3. 施工に際しては、既設建造物に損傷を与えないように十分留意して施工すること。

第7条 接地工事

1. 避雷針の接地は適切な材料を使用し、JIS 規格（2003）に準じた施工を行うこと。
2. 機器等の接地は、D 種抵抗値を確保すること。
3. 地質の悪いところは接地抵抗低減剤又は低効率の低い土等を使用して、低減工法を併用す

ること。なお、土等を使用する場合は、木屑・紙・プラスチック・レンガ等の混入物を含まず、安全性が確保されたものであること。

第8条 工事場所

1. みなかみ町役場、水上支所、新治支所
2. 屋外拡声子局一覧

No.	名 称	住 所
1	みなかみ町役場	後閑318
2	月夜野南部体育館	政所463-1
3	旧名胡桃児童館	上津2391-1
4	月夜野会館付近	月夜野395-1
5	旧下牧公民館	下牧617-4
6	カルチャーセンター	上牧1716
7	道の駅水紀行館	湯原1681-1
8	水上中学校	湯原247
9	水上支所職員駐車場	鹿野沢326-52
10	第5分団大穴詰所付近	大穴136-1
11	中部地区生活改善センター	綱子106-1
12	第4分団学校下詰所	藤原4321-4
13	新巻 池之原	新巻1119-2
14	のぞみ館	新巻301-15
15	第9分団湯宿詰所付近	湯宿温泉592-1
16	にいはるこども園	須川774-1
17	遊神館	須川397
18	まんてん星の湯 第二駐車場	猿ヶ京温泉1205-2

第9条 主な機器、材料

No.	名 称	仕様	数量	備考
1	@ I n f o C a n a l		1式	システム導入
2	自動起動装置		1台	
3	電話応答装置		1台	
4	屋外拡声装置	240W 一体型	18台	空中線、金具含む
5	戸別受信機		1400台	
6	無停電電源装置	0.5kVA	1台	
7	登録メール		1式	システム導入
7	災害対応システム		1式	システム導入
8	液晶ディスプレイ	55型	1台	
9	トランペットスピーカ	各種	67台	
10	鋼管柱	各種	18本	

第10条 主な材料の仕様

1. 組立鋼管柱（自立局用）

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 鋼管（S-18XM相当） | STK540、STK400 |
| (2) 表面処理 | 熔融亜鉛めっき |
| (3) 全長 | 17500mm（避雷針含まず） |
| (4) 組立方式 | ボルト接合 |
| (5) その他 | 内部通線型 避雷針付き |

2. 鋼管柱（屋上局用）

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 鋼管 | $\phi 165.2 \times t 5.0$ |
| (2) 表面処理 | 熔融亜鉛めっき |
| (3) 全長 | 6000mm |

第11条 その他

1. 戸別受信機については、みなかみ町役場へ一括納入とする。

第3章 安全管理

第1条 基本事項

請負者は、施工にあたり労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて行うこと。

第2条 安全体制

1. 安全確保のため安全衛生責任者を設けて、緊急時の措置等、安全体制を確立しなければならない。
2. 安全衛生責任者は、安全のための守則及び方法等、具体的な対策を定め、これを推進すること。

第3条 安全教育

安全衛生責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくこと。

第4条 安全管理

1. 工事用機械は、日常点検、定期点検を確実にを行い、仮設設備は、材料・構造等を十分点検し、事故防止に努めること。
2. 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防衛措置を講じること。
3. 工事場所の状況に応じ交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類・場所等による交通阻害、車両飛込み防止に努めること。また、掘削作業から埋戻しまでの間、安全柵・パイロン等で廻りを囲み、転落防止に努めること。
4. 電気、ガス、水道等の施設に近接し工事を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打合せを行い、必要よりのその立会を求め、指導を得て行うこと。
5. 作業員の保護、衛星に留意するとともに、工事現場内の整理整頓を図るなど作業環境の整備に努めること。
6. 施設を利用しながらの工事となるので、施工の際は十分注意すること。

第5条 緊急の措置

1. 人身事故が生じた場合は、事故拡大の防止に努めるとともに、速やかに監督員に報告すること。
2. 事故が生じた場合は、事故拡大の防止に努めるとともに、速やかに発注者及び関係機関に連絡し、責任者の責任において迅速な復旧に努める

別紙1 システム構成図

